

平成 29 年 1 月 27 日の通常例会において、『校医・園医の選任に係わるガイドライン』が賛成者多数で承認された。

#### 校医・園医の選任に係わるガイドライン(平成 29 年 1 月 27 日施行)

1. 校医・園医の選任については、ガイドラインを定め成文化し、理事会で選出、例会で承認を得て決定する。
2. 園医は、各会員が担当する生徒児童園児の人数の多少や校区のずれ等の諸要素を総合的に考慮し、  
公平性を尊重しつつ選出する。
3. 校医は原則として、全会員が入会順に担当する。  
但し、諸要素を配慮することが適切と考えられるケースでは、入会順に限ることなく、理事会の判断に委ねる場合がある。
4. 理事会で、校医・園医に選出された場合は、やむを得ぬ事情がある場合を除き受諾していただくものとする。